

著作権規程

2011年 6月 24日制定

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 日本バーチャルリアリティ学会（以下、学会という）が編集または発行する著作物の著作権に関する基本的事項を定める。

(定義)

第2条 本規程における著作権には、日本国著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。

(著作権の帰属)

第3条 学会が編集または発行する著作物の著作権は、国内外の別を問わず、原則として、学会に帰属する。

2. 特別な事情により前項1の原則が適用できない場合、著作者は、当該著作物の投稿または寄稿時に、その旨を学会あてに申し出るものとする。その場合の著作権の取扱いについては、著作者と学会との間で協議の上措置する。

(著作権の譲渡)

第4条 著作者から学会への著作権の譲渡は、著作者が、本規程で定める学会の著作権に関する内容を確認し、定められている手段を用いて著作権譲渡の意思を表明の上、学会に著作物を投稿または寄稿し、当該著作物を学会が受領した段階で成立するものとする。

(著作物の利用)

第5条 学会が著作権を有する著作物の全部または一部の利用を希望する場合には、別に定める著作物利用許諾申請書を用いて事前に学会に利用許諾を求めなければならない。

2. 著作物を利用する場合は、著作権が本学会に帰属すること、ならびに出典を明示しなければならない。
3. 著作者は、学会の利益を不当に侵害しない限りにおいて、発行日から6ヶ月を経過した日以降は、自己の著作物の全部または一部を公衆送信、複製、翻案、翻訳するなどの形で利用することができる。この場合、学会の利用許諾を必要としないものとする。

(著作者の責任)

第6条 学会が著作権を有する著作物の内容については、著作者が創作に関与した部分については、その著作者自身が責任を負うものとする。

2. 学会が編集または発行する著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合は、原則としてその著作者が責任を負いまたは処置するものとする。

(著作権侵害排除)

第7条 学会が著作権を有する著作物に対して、第三者による著作権侵害あるいは侵害の疑いがあつた場合には、学会と著作者が相互に連絡の上、対応について協議して解決を図るものとする。

(例外的取扱い)

第8条 学会と他の学協会等が協力して開催する事業活動等に際して、学会が著作権を有する著作物の取り扱いに関する別段の取決めがある場合には、本規程に優先して適用することができる。

(既発行の著作物の取扱い)

第9条 本規程の施行前に学会が編集または発行した著作物については、従前の投稿規定に従つて取り扱うものとする。

(附 則)

1. 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については「著作権法」に拠る。
2. 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。
3. 本規程は、2011年10月1日より実施する。